

「障害者基本計画（第5次案）」に関する意見

一般社団法人 くらしサポート・ウィズ
理事長 吉中由紀

当法人はくらしの相談や居住支援、若者支援等を通して様々な困難を抱えた人達へ寄り添った取り組みを行っている団体です。

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策がより一層推進されるよう「障害者基本計画（第5次案）」へ以下の点について、意見を表明します。

■P. 21 「2. 安全・安心な生活環境の整備 (1)住宅の確保」2-(1)-1 及び 2-(1)-2 について

意見 公営住宅に限らず民間賃貸住宅の活用においてもバリアフリー化を推進すべきであり、そのために国土交通省との連携を強化した上で住宅セーフティネット制度の最大限の活用と、同制度における専用住宅や家賃低廉化推進の目標数値を具体的に計画すべきである。

理由 公営住宅の新設がほとんどの地域で見込まれない中で、今後の住宅施策は民間賃貸住宅や UR 物件等の活用が基軸となる。民間賃貸住宅でのバリアフリー化は住宅セーフティネット制度の中で「専用住宅」となることで補助金の給付や家賃低廉化の対象となるが、基準の高さや運用上の課題からなかなか推進しない現状がある。特に就労が見込めない人に対して家賃低廉化が進まないミスマッチな現状が現場では生じている。障害者に対する住宅確保を推進するのであれば、国土交通省と連携して福祉側からみた住宅セーフティネット制度の課題を共有しながら専用住宅の整備や家賃低廉化の具体的な計画作成に着手することを望む。

■P. 52 「8. 教育の振興 (3)高等教育における障害学習支援の推進」8-(3)-1 及び 8-(3)-7 について

意見 大学等が整備する「合理的配慮」は入試や単位認定の試験等だけでなく、日常の授業の参加方法等にも対応できる環境整備(教室参加とオンライン参加のハイブリット対応授業)を推進すべきである。

理由 合理的配慮は入社試験だけでなく、大学等における日常的な授業等にも配慮すべき事項である。特に、発達障害や精神疾患を患う学生にとっては、教室での集団授業が精神的に受けられない状態の時もある。このような時に、教室での受講かオンライン授業かを選択できることは大変重要である。実際に、大学等の授業によっては、座学であってもオンライン不可となる授業も散見される。このような環境は、教室に参加できない発達障害や精神疾患を患う学生に対して合理的配慮がなされているとは言い難い。「合理的配慮」は身体的な側面からのバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーとしての観点も重要である。そのため、ハイブリット対応授業の推進も着手すべきである。

以上